

平成28年第2回竜王町議会定例会（第1号）

平成28年5月13日

午後1時00分開会

於 議 場

1 議 事 日 程（第1日）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議第35号 専決処分につき承認を求めることについて
(行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する
条例の一部を改正する条例)
- 日程第 4 議第36号 専決処分につき承認を求めることについて
(竜王町税条例および竜王町税条例の一部を改正する条例
の一部を改正する条例)
- 日程第 5 議第37号 専決処分につき承認を求めることについて
(竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 6 議第38号 竜王町印鑑の登録および証明に関する条例の一部を改正す
る条例
- 日程第 7 議第39号 竜王町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議第40号 平成28年度竜王町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議第41号 平成28年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘
定）補正予算（第1号）
- 日程第10 議第42号 字の名称変更につき議決を求めることについて
- 日程第11 議第43号 竜王町固定資産評価員の選任について
- 日程第12 竜王町選挙管理委員会委員および同補充員の選挙について
- 日程第13 請願の撤回について
(請第2号 谷村川支流の改修に関する請願)
- 日程第14 議員派遣について

2 会議に出席した議員（12名）

1番	貴多正幸	2番	小西久次
3番	若井猛志	4番	森島芳男
5番	森山敏夫	6番	内山英作
7番	松浦博	8番	古株克彦
9番	菱田三男	10番	山田義明
11番	岡山富男	12番	小森重剛

3 会議に欠席した議員（なし）

4 会議録署名議員

9番	菱田三男	10番	山田義明
----	------	-----	------

5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	竹山 秀雄	教 育	長	岡谷ふさ子
総 務 主 監	杼木 栄司	住 民 福 祉 主 監	松瀬徳之助		
会 計 管 理 者	犬井 教子	政 策 推 進 課 長	関司 明德		
総 務 課 長	奥 浩市	税 務 課 長	川嶋 正明		
生 活 安 全 課 長	込山 佳寛	住 民 課 長	心得 森岡 道友		
福 祉 課 長	嶋林さちこ	健 康 推 進 課 長	中寫 幸作		
発 達 支 援 課 長	木戸 妙子	農 業 振 興 課 長 兼	徳谷 則一		
商 工 観 光 課 長	井口 清幸	農 業 委 員 会 事 務 局 長			
上 下 水 道 課 長	竹内 修	建 設 計 画 課 長	井口 和人		
教 育 次 長	田邊 正俊	工 業 団 地 推 進 課 長	山路 太郎		
兼 教 育 総 務 課 長		学 校 教 育 課 長	清水 一範		
生 涯 学 習 課 長	西川 良浩				

6 職務のため議場に出席した者

議 会 事 務 局 長	知禿 雅仁	書	記	寺本 育美
-------------	-------	---	---	-------

開会 午後1時00分

○議長（小森重剛） 皆さんこんにちは。

ただいまの出席議員数は、12人であります。よって、定足数に達しておりますので、これより平成28年第2回竜王町議会定例会を開会いたします。

会議に入ります前に町長より発言の申し出がございますので、これを認めることにいたします。

竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 皆さん、こんにちは。平成28年第2回竜王町議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日、平成28年第2回竜王町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かと御多用の中を万障お繰り合わせの上御出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

また、日ごろは行政執行全般にわたりまして、格別なる御指導と御鞭撻を賜りまして感謝申し上げますとともに、日夜を分かたず議会活動に御専念いただいておりますことに、改めて深甚の敬意を表する次第であります。

ゴールデンウイークが終わり、本町にありましては、町内各施設は大変なにぎわいようでありましたが、一方では、農家の皆様にとっては1年で一番忙しい田植えの時節でもあり、植えつけに精励してくださったことにより、町内の田んぼが秋の実りを約束するがごとく、見事な風景に変わっています。また、連休中の交通事故や農作業におけるけが等の、特段大きなトラブル発生もなくほっとしているところでありますし、今、本町は死亡事故ゼロの日数が1,000日を超え、車両の通行量が増加している状況であり、事故発生の要素もふえている状況下にありますが、全町民の交通安全への取り組み姿勢を強くもって、この記録が一日一日と延びていくことを願っているところでございます。

本定例会であります。例年ですと6月に開催させていただいているものの、今年は6月19日に竜王町長選挙が執行される予定でありますので、1カ月期間を早くしての開催とさせていただきます。会期中、議案の審議等どうかよろしく願い申し上げます。

約1カ月前の4月14日夜半、熊本県を震源地とする震度7の大地震が発生いたしました。49の方がお亡くなりになられ、いまだに多くの方が避難生活を余儀なくされています。改めて自然災害の脅威を再認識いたしましたところであります。

熊本県、鹿児島県に知人がおりますので状況を問い合わせたところ、「生命、家屋ともに助かりましたが、大きな揺れが何度も繰り返し、立ってられないくらいでした」と、地震に直面した恐怖を赤裸々に伝えてくれました。

このたびの熊本地震は、数年前の中越地震と酷似しており、震源地が比較的浅いところであり、震源地の浅いところの地震は余震も大きくなり、その回数も多くなり、長きに及んで続く特徴があると報じられています。また、断層が走っているところ、その方向に沿って被害が大きいこと、これは阪神・淡路大震災でも同じことが言われたものであります。私たちは、自分が住んでいるところの地形、地質等の自然環境をよく知った上で、日ごろの防災への取り組みをしておかなければいけないことを、このたびの大地震で強く学習した次第でありました。

お亡くなりになられた方に、心から哀悼の意をささげ、一日も早い復興、復旧を祈らせていただく次第でございます。

話を転じさせていただきます。

このところの日本の経済動向であります。73%以上の企業が基本給を底上げするベースアップを実施するとの調査の結果報告がなされたところでありました。この調査は、日経新聞が264社を対象にアンケートを実施し、その内195社がベースアップを実施すると回答したことによるものであります。

この数字からは喜ばしいと言えますものの、労働力不足が続き、初任給を上げること、ベースアップを実施することが、人材獲得という面で企業の実態とは相反することも否めないものの、待遇改善への姿勢が見られるとの報道でありました。

平成28年は、年明けから株価は神経質な動きでありますし、景気判断においても下方修正の表現が用いられるようになっておりますので、楽観視の許されない日本の経済動向であらうかと思えます。

一昨年の春ごろであります。麻生大臣のお話を聞く機会がありました。「安倍総理のアベノミクスによる株価の上昇、このことで年金の収支が一気に改善し、アベノミクス効果は、社会保障の面にも及んでいる」との御発言でありましたが、今はその逆で、平均株価の下落にて5兆円に及ぶ赤字が発生したことは、皆様も新聞等の記事でお読みになられたことと存じます。

滋賀県市町村職員共済組合の理事長を預かってまいりましたが、安定、健全な運営こそが、社会保障面で一番大切な要素でありますので、資産運用に影響が大きい経済の動きに、政府の格段の施策を望むところであります。

あわせて国際間の信頼度回復への道は、行財政改革の道が唯一とも言えるものであり、小泉元総理の「構造改革なくして成長なし」の言葉を、いま一度全国民が見詰め直すときではないかと考える次第であります。

さて、本町が抱える一番の課題は、人口問題であることを認識いたしております。第五次竜王町総合計画も後半の5年に入りましたが、時を同じくして、地方版総合戦略策定となり、いずれにおいても人口問題を柱とする内容で取りまとめさせていただいたところであります。

平成27年度政府補正予算地方創生加速化交付金において、本町の2事業、すなわち若者交流と近江牛すきやきプロジェクトの取り組み計画が認められ、交付決定となった次第であります。これらは、地方自治体がみずからの課題に向かっているかに課題解決にチャレンジするか、その積極性を問われているものであり、プロジェクト実現には各方面の協力を求め、次年度以降につながるものとしていかなければならないと認識いたしております。

人口減に対しては、4月15日の平成28年度第1回区長会の場でも触れさせていただき、まず町の皆さんが危機感をお持ちくださること、そして、町民お一人お一人が、どのようなことであろうと、できることから実行に移していただくことに理解と協力を求め、行政としてはその先頭に立たねばならないと考えている旨をお伝えいたしましたところでございます。

議員各位におかれましても、格段の御指導をお願い申し上げます。

いよいよ、私も残すところの任期も少なくなってまいりました。本定例会が最後になりますが、任期を締めくくる意味をあわせての定例会とわきまえ、対応させていただきたいと考えています。

第8代の竜王町長に就任させていただいて2期8年間、長いようで過ぎ去った月日は文字どおり、あっという間のようにも感じられます。

本定例会の会期の一日一日が、任期のまとめにもなるとも思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

なお、本定例会に提案申し上げます案件は、専決処分関係3件、条例2件、補正予算2件及びその他2件計9件でございます。何とぞ慎重なる御審議をお願い申し上げ、開会の御挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（小森重剛） これより本日の会議を開きます。

皆さんのお手元に議会諸般報告書並びに竜王町議会会議規則第126条の規定

による議員派遣報告書を配付いたしましたので、よろしくお願いをいたします。
なお、説明は省略いたしますので、御了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### **日程第1 会議録署名議員の指名**

**○議長（小森重剛）** それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、9番 菱田三男議員、10番 山田義明議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（小森重剛） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から5月26日までの14日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小森重剛） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から5月26日までの14日間と決定いたしました。

なお、会期中の日程につきましては、お手元に配付をいたしました日程表により会議を進めてまいりたいと思いますので、御協力のほどをお願い申し上げます。
それでは、これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### **日程第 3 議第35号 専決処分につき承認を求めることについて**

**(行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する  
条例の一部を改正する条例)**

#### **日程第 4 議第36号 専決処分につき承認を求めることについて**

**(竜王町税条例および竜王町税条例の一部を改正する条例  
の一部を改正する条例)**

#### **日程第 5 議第37号 専決処分につき承認を求めることについて**

**(竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)**

#### **日程第 6 議第38号 竜王町印鑑の登録および証明に関する条例の一部を改正する 条例**

#### **日程第 7 議第39号 竜王町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例**

**日程第 8 議第 40号 平成28年度竜王町一般会計補正予算（第1号）**

**日程第 9 議第 41号 平成28年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）**

**日程第10 議第 42号 字の名称変更につき議決を求めることについて**

**日程第11 議第 43号 竜王町固定資産評価員の選任について**

○議長（小森重剛） 日程第3 議第35号から日程第11 議第43号までの9議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。竹山町長。

○町長（竹山秀雄） ただいま一括上程いただきました議第35号から議第43号までの9議案につきまして、順を追って提案理由を申し上げます。

議第35号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、本条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

行政不服審査法の全部を改正する法律が平成26年6月13日に公布され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、本町において、これに係る条例を「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例」として整備を行ったところでございます。

このうち、本条例第3条の規定により、竜王町固定資産評価審査委員会条例の一部改正を行いました。これに係る経過措置の規定につきまして、同法の施行に際し所要の規定の整備を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、専決処分により一部改正を行ったものでございます。

次に、議第36号、竜王町税条例および竜王町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、本条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に公布され、その一部が平成28年4月1日から施行されることに伴い、竜王町税条例および竜王町税条例の一部を改正する条例について、その一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから専決処分を行ったものでございます。

主な内容といたしましては、独立行政法人労働者健康福祉機構が統合により改

組された、独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所に係る固定資産税についても、引き続き非課税とすること、その他地方税法の改正によります所要の規定の整備でございます。

次に、議第37号、竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、本条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

地方税法施行令等の一部を改正する等の政令が平成28年3月31日に公布され、その一部が平成28年4月1日から施行されることに伴い、竜王町国民健康保険税条例について、その一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから専決処分を行ったものでございます。

主な内容といたしましては、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を、現行52万円から54万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を、現行17万円から19万円に引き上げること及び国民健康保険税の軽減措置に係る5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を、現行26万円から26万5,000円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を、現行47万円から48万円に引き上げるものでございます。

次に、議第38号、竜王町印鑑の登録および証明に関する条例の一部を改正する条例につきましては、平成28年7月からコンビニエンスストアにおいて印鑑登録証明書の発行を開始することに際しまして、個人番号カードを利用することによって、コンビニエンスストアに設置されている端末機を介して印鑑登録証明書の交付手続きができる旨の規定を追加するべく、一部改正を行うものでございます。

次に、議第39号、竜王町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令が平成28年1月15日に公布され、建築基準法施行令第123条第3項に規定されている特別非常階段に係る規制が合理化されたことによりまして、厚生労働省が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されましたので、この基準に本条例の内容を合わせるべくの一部改正を行うものでございます。

次に、議第40号、平成28年度竜王町一般会計補正予算（第1号）につつま



しては、現在お認めをいただいております当初予算の歳入歳出予算額が62億4,100万円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ2,408万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ62億6,508万1,000円といたしたいものでございます。

補正予算の主なものといたしましては、歳出におきまして、社会資本整備総合交付金におきまして想定より高い内示をいただきましたので、次年度以降に計画しておりました道路及び橋梁について、修繕及び改良工事を行う経費として250万円の増額でございます。また、竜王インター周辺地区整備事業において、国道477号に整備します歩道の拡幅工事の未整備区間において、地権者との協議が進みましましたので、早期完了を目指し、事業の実施年度を前倒しして、不動産鑑定手数料として100万円、土地取得費として1,430万円の追加でございます。

次に、竜王西小学校校舎周辺の地盤沈下状況を調査するための経費として、竜王西小学校校舎周辺沈下状況調査業務委託料としまして500万円の追加でございます。

歳入の主なものといたしましては、社会資本整備総合交付金が126万5,000円、竜王インター周辺地区整備協力金1,530万円のそれぞれ増額でございます。

次に、議第41号、平成28年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）につきましては、現在お認めをいただいております当初予算の歳入歳出予算額が12億9,030万円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ47万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ12億9,077万3,000円とするものでございます。

補正予算の内容といたしましては、歳出におきまして、レセプト点検を強化するためレセプト3次点検としまして43万3,000円、保健指導用として被保険者へ貸し出しを行っております血圧計を更新するため、保健指導用備品として4万円のそれぞれ追加でございます。

歳入につきましては、これら歳出の財源といたしまして、県特別調整交付金の47万3,000円の増額でございます。

次に、議第42号、字の名称変更につき議決を求めることについてにつきましては、竜王インターチェンジ周辺地区内にあります町道等の公共施設の維持管理の向上及び滋賀竜王工業団地への企業誘致を推進するために、当該公共施設及び

工業団地販売画地の土地をそれぞれ1筆に合筆いたしたく計画しておりますが、小字が異なる土地については合筆することができないことから、同地区内にあります小字の名称を大字岡屋のみの表記に統一いたしたく、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議第43号、竜王町固定資産評価員の選任についてにつきましては、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。固定資産評価員は、町長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ、町長が行う評価額の決定を補助するため、町に設置することとなっております。

固定資産の評価につきましては、御承知のとおり固定資産評価補助員による適正な実地調査を受けて、これに基づきまして固定資産評価員が評価調書を作成し、町長に提出することとなっております。固定資産税の課税は、固定資産を評価し、その適正な時価を求めることになることから、固定資産評価員は専門的な知識を有することが求められるため、税務担当課長を選任しておりますが、平成28年4月1日付の人事異動によりまして、現任の田邊正俊氏から後任の川嶋正明氏を固定資産評価員として新たに選任いたしたく御提案申し上げますので、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、定めはございません。

以上、議第35号から議第43号までの9議案につきまして、提案理由を申し上げたところでございますが、議第40号につきましては、詳細について担当課長より説明させますので、よろしく御審議を賜り、御承認をいただきますようお願い申し上げます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

**○議長（小森重剛）** 奥総務課長。

**○総務課長（奥 浩市）** ただいま町長から平成28年度竜王町一般会計補正予算（第1号）について提案理由の説明があったわけでございますが、さらにその内容について、お手元配付の補正予算の概要により説明させていただきます。

今回の補正予算の主なものといたしまして、16ページ中段の（2）歳出補正予算の主なものから御説明させていただきます。

まず、農業委員会費の電算管理用備品といたしまして16万2,000円の追加でございます。これは、農業委員会事務局で使用しております農地台帳システム及び農地地図情報システムをセットアップしておりますパソコンが故障したため、新たに購入するものでございます。

次に、道路橋梁整備事業で250万円の増額でございます。こちらは、申請しておりました社会資本整備総合交付金が想定より多く内示をいただきましたので、次年度以降に計画しておりました橋梁及び道路について、修繕及び改良工事を行うものです。具体的に申し上げますと、山之上地先の医科診療所南側にあり町道中央通り線を横断しております1号橋について、鉄筋が露出しておりますことから、これの修繕工事として90万円を、また、町道中央通り線の東近江行政組合竜王出張所前から名神に向かって延長350メートルの間の舗装改良工事を160万円、それぞれ増額するものでございます。

次に、竜王インター周辺地区整備事業の1,530万円の増額でございます。これは国道477号に整備しております歩道の拡幅工事の未整備区間において、用地取得が長期化するおそれがあった土地において、地権者との協議を重ねた結果、前向きに検討いただける回答が得られたことから、早期完了を目指し、事業の実施年度を前倒しして、不動産鑑定手数料として100万円、土地取得費として1,430万円を追加するものでございます。

次に、竜王西小学校校舎周辺沈下状況調査業務委託料500万円の追加でございます。竜王西小学校の敷地内の地面の沈下状況の確認をいたしましたところ、専門的な調査が必要であると判断いたしましたので、500万円を追加するものでございます。

最後に人件費補正でございますが、こちらは平成27年8月6日に人事院勧告がなされ、これを準拠する形で、先の定例会で竜王町特別職の職員で常勤のもの給料および旅費に関する条例の改正案を提案し、可決いただきましたので、これに対応するため議員手当14万7,000円、特別職手当6万7,000円を増額するものでございます。

次に歳入でございますが、ページ中段やや上の(1)歳入補正予算の主なものから御説明いたします。

まず、道路橋梁整備事業に対する財源といたしまして、国庫支出金の社会資本整備総合交付金(防災安全)分として126万5,000円、町債の社会資本整備事業債(防災安全)として80万円のそれぞれ増額でございます。

次に、諸収入でございますが、こちらは竜王インター周辺地区整備事業に対する滋賀県土地開発公社からの協力金でございます。事業費と同額の1,530万円の増額でございます。

最後に、今回の補正に係る一般財源所要額671万6,000円について、前

年度繰越金を増額するものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議第40号 平成28年度竜王町一般会計補正予算（第1号）の概要を申し上げ、説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（小森重剛） 以上で提案理由の説明が終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 竜王町選挙管理委員会委員および同補充員の選挙について

○議長（小森重剛） 日程第12 竜王町選挙管理委員会委員および同補充員の選挙についてを議題といたします。

竜王町選挙管理委員会委員及び同補充員の任期が平成28年7月21日をもって満了するので、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定に基づき選挙をするものであります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小森重剛） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選と決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか

[「異議なし」の声あり]

○議長（小森重剛） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することにいたしました。

それでは、指名いたします。

まず最初に、竜王町選挙管理委員会委員に、（個人情報のため、一部秘匿）
杼木博子氏、（個人情報のため、一部秘匿） 辻澤武男氏、（個人情報のため、一部秘匿）
楠本恭久氏、（個人情報のため、一部秘匿）北川治郎氏、以上の方を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました方々を、竜王町選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小森重剛） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました方が竜王町選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、同補充員について指名いたします。

竜王町選挙管理委員会委員補充員に、第1順位、（個人情報のため、一部秘匿）竹山良雄氏、第2順位、（個人情報のため、一部秘匿）奥 健三氏、第3順位、（個人情報のため、一部秘匿）中松計次氏、第4順位、（個人情報のため、一部秘匿）木曾茂生氏、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました方を、竜王町選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小森重剛） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました方が竜王町選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

なお、議会会議規則第33条第2項の規定による告知は、後日、当選人に文書で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第13 請願の撤回について

##### （請第2号 谷村川支流の改修に関する請願）

**○議長（小森重剛）** 日程第13 請願の撤回の件を議題といたします。

皆さんのお手元に配付いたしましたように、請願第2号について、請願者から取り下げ申出書が提出されました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております請願の撤回の件を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（小森重剛）** 御異議なしと認めます。よって、請願の件を許可することに決定いたしました。

なお、本件は総務産業建設常任委員会へ審査を付託しておりましたが、付託がなくなりましたので、そのように御承知願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議員派遣について

○議長（小森重剛） 日程第14 議員派遣についてを議題といたします。

竜王町議会会議規則第126条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣することといたしたいと思っております。

なお、緊急を要する場合は、議長においてこれを決定いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小森重剛） 御異議なしと認めます。よって、本件はそのように決定いたしました。

なお、派遣された議員は、派遣の結果を議長に報告していただくようお願いいたします。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変御苦勞さまでございました。

散会 午後1時44分